

**今回のテーマ：10月にまた労使協定の締結が必要！？**

Q.育児介護休業法が10月に改正されることで、労使協定を締結する必要があるようなことを聞きました。ただ4月にも労使協定を締結したのですが、また締結する必要があるのでしょうか？

A. 育児介護休業法は、今年4月そして10月に改正が行われます。労使協定の件ですが、一般的に、4月に労使協定を締結していた会社は、10月に再度、労使協定を締結しなおすものと思われます。

育児介護休業法の10月改正により従来なかった「出生時育児休業」という制度が新設されました。この出生時育児休業に関し、「雇入れ後1年未満の労働者」を対象労働者から除外したい場合、労使協定を締結する必要があるということになります。

ゆえにまとめますと、育児休業、出生時育児休業、介護休業を雇入れ後1年未満の労働者にも適用させていく、極端に言うと、採用初日から各種休業を認める会社は、そもそも労使協定を締結していないでしょうし、また今後も締結する必要はありません。逆に言うと、育児休業、出生時育児休業、介護休業を雇入れ後1年未満の労働者には適用しないという会社は、たとえ4月に労使協定を締結していたとしても、出生時育児休業の内容を加えた労使協定を再締結する必要があります。

**基本的に10月に再締結する必要があります！**

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

一般社団法人滋賀県トラック協会 労務顧問  
糀谷社会保険労務士事務所 代表 糀谷 博和  
〒520-2331 滋賀県野洲市小篠原1205  
湖東ビル 2階 2-2号室  
TEL 077-518-1960  
FAX 077-586-7481  
E-mail kojitani@ams.odn.ne.jp  
HP <http://www.office-kojitani.com/>



・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

**執筆者プロフィール**

滋賀県内外約500社の企業を指導する中で培った人事労務の実務経験をベースにしたセミナーは分かりやすく、実践的であると大好評。最近では、「マイナンバーセミナー」にて新聞・テレビなど、多くのマスコミの取材を受ける。セミナーはもちろん、雑誌への執筆なども積極的に行っている。

日本経営協会、商工会議所、商工会、大学などで、年間約80回以上のセミナーを行う。

**労務相談はお気軽に協会までご連絡ください！**